

船舶事故等調査報告書

平成24年11月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第145号
事故等種類	衝突（錨索）
発生日時	平成24年6月1日 17時20分ごろ
発生場所	鳥取県鳥取市船磯漁港 鳥取市所在の船磯港第2東防波堤灯台から真方位194°220m 付近 （概位 北緯35°31.3′ 東経134°01.2′）
事故等調査の経過	平成24年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 作業船 第二やまこう丸、9.1トン 273-11586鳥取、やまこう建設株式会社 B 浚渫船 第十二やまこう号、約615トン なし、やまこう建設株式会社 C 漁船 第2海栄丸、3.8トン TT3-7607（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし C 船首部のたつが折損
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、浚渫作業を終えてB船をえい航して船磯港第2東防波堤基部付近の係留場所に接近後、B船の着岸作業に掛かるため、B船とのえい航索を解いて右転を開始し、平成24年6月1日17時20分ごろ、船首錨を投入して岸壁に係留していたC船の錨索側を10数m隔てて通過したとき、A船のプロペラガードがC船の錨索に衝突して引っ掛かった。 A船は、船長Aが錨索を引っ掛けたことを知らずにB船の舷側に向けて右転を続けていたところ、A船に引っ張られたC船の錨索が緊張し、同錨索の末端に係止されていたC船船首部のたつを折損した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時
その他の事項	A船の喫水は、船首が約0.5m、船尾が約1.6mであった。 船長Aは、C船から10数m離れていたため、同船の錨索を問題なく通過できると考えていた。 C船は、本事故の約2週間前からふだんの係留場所付近の浚渫工事

	<p>が始まったので、操業後、他の漁船と共に船磯漁港の北方に面した物揚岸壁に移動して船尾を岸壁に向けて係留していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A 船は、船磯漁港岸壁においてB船の着岸作業中、船長Aが、えい航索を解いてB船の舷側に向かった際、船首錨を投入して岸壁に係留していたC船の錨索側から10数m離れていたため、同船の錨索を問題なく通過できるものと思って右転を続けたことから、A船のプロペラガードがC船の錨索に衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、船磯漁港岸壁においてB船の着岸作業中、船長Aが、えい航索を解いてB船の舷側に向かった際、船首錨を投入して岸壁に係留していたC船の錨索側から10数m離れていたため、同船の錨索を問題なく通過できるものと思って右転を続けたため、A船のプロペラガードがC船の錨索に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岸壁に係留した船舶の錨索付近を通過するときは、錨索の長さを考慮して同船から距離を十分に取り、また、減速して錨索の状況を確認すること。